

令和6年度第1回 鶴岡市都市計画審議会

日時 令和7年1月8日（水）13：30～

会場 鶴岡市役所 別棟2号館 21号～23号会議室

次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 定数報告
4. 協 議
 - (1) 鶴岡都市計画地区計画の決定について（鶴岡市決定）
 - ① 鶴岡西産業地区 地区計画（案）
5. 報 告
 - (1) 都市計画に関する事業について
 - ① 鶴岡市中心市街地活性化基本計画
6. そ の 他
7. 閉 会

鶴岡市都市計画審議会委員名簿

自 令和5年 8月 1日
至 令和7年 7月31日

第1号委員 市議会の議員			出欠
鶴岡市議会議員	南 波 純		出席
鶴岡市議会議員	菅 井 巖		出席
鶴岡市議会議員	黒 井 浩 之		出席
鶴岡市議会議員	佐 藤 博 幸		出席
鶴岡市議会議員	佐 藤 久 樹		出席
鶴岡市議会議員	本 間 新兵衛		出席
第2号委員 学識経験者			
鶴岡商工会議所会頭	上 野 雅 史		出席
山形大学農学部教授	村 山 秀 樹		欠席
山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長	栗 本 直 美		出席
山形県宅地建物取引業協会理事	阿 部 俊 夫		出席
鶴岡市農業委員会委員	工 藤 久 子		出席
第3号委員 関係行政機関又は山形県の職員			
国土交通省酒田河川国道事務所長	鈴 木 之		代理 副所長 千葉 満也
農林水産省庄内森林管理署長	石 田 秀 夫		出席
鶴岡警察署長	京 野 匡		代理 交通規制係長 藤田 和弘
山形県庄内総合支庁建設部長	佐 藤 亨		出席
山形県庄内総合支庁産業経済部長	黒 木 幸 治		出席

○鶴岡市都市計画審議会条例

鶴岡市都市計画審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、鶴岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員 6人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- (3) 関係行政機関又は山形県の職員 5人以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、第3条第2項第2号により任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会の事務を処理するため、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、任命された日から平成19年3月31日までとする。